

- ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡清和村大字鶴ヶ田字求喰原 733、735の1、735の2
 (2) 指定の目的 水源のかん養
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに清和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字場所 2523、2524、2577、2587の2、2588、2595、2596、2599、2602、2605、2606、2610の1、字武正田 2615の1、2616、2618、2619、2622、2623の1、2623の2、2625、2629、2634、2635、2639、2645、2647、2648、2650、2652、2657、2664、2671の1、2674の1、2675、2676の1、2676の3、2685、2694、字小松尾 2695の1、2695の2、2695の7、2696、2698、2701、2702の1、2707の1、2707の3、2709の1、2709の3、2713、2715、2745の1、2746の1、2746の2、2749、字向石場 2753の1、2755の2、2756、2757、2760の1、2764
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字場所 2577（次の図に示す部分に限る。）、2588、2595、2596・2602・字小松尾 2695の1・2695の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2695の7、2696・2713（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第798号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
 平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
 姫戸加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 天草郡姫戸町大字二間戸 4902 番地 松本 忠明
 天草郡姫戸町大字姫浦 4948 番地の10 山下 和男
 天草郡姫戸町大字姫浦 3006 番地の3 山下 純二
 天草郡姫戸町大字姫浦 3021 番地 木本 泰親
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 上天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成15年7月25日から平成15年8月8日まで
- 5 縦覧場所
 上天草漁業協同組合（姫戸支所）